

(案)
計 画 書

大阪都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）

都市計画都市高速鉄道になにわ筋線を次のように追加する。

名称	位置			区域	構造		備考
路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	地表式の区間 における幹線道路等 との交差の構造	
なにわ筋線	大阪市 北区 梅田 三丁目地内	大阪市 浪速区 湊町 一丁目地内 及び 大阪市 浪速区 戎本町 二丁目地内	大阪市 北区 中之島 四丁目地内 大阪市 西区 阿波座 一丁目地内 大阪市 中央区 難波 四丁目地内	約 7,230m			線路 線数 2
内訳	大阪市 北区 梅田 三丁目地内	大阪市 浪速区 湊町 一丁目地内 及び 大阪市 浪速区 敷津東 二丁目地内	大阪市 北区 中之島 四丁目地内 大阪市 西区 阿波座 一丁目地内 大阪市 中央区 難波 四丁目地内	約 6,420m	地下式		
	大阪市 浪速区 敷津東 三丁目地内	大阪市 浪速区 戎本町 二丁目地内		約 530m	嵩上式		
				約 280m	地表式	自動車専用道路大阪池田線と立体交差	
	<p>なお、大阪市北区中之島四丁目地内に（仮称）中之島駅を設ける。 大阪市西区阿波座一丁目及び立売堀一丁目地内に（仮称）西本町駅を設ける。 大阪市浪速区難波中一丁目、元町一丁目及び中央区難波四丁目地内に（仮称）南海新難波駅を設ける。 大阪市福島区福島六丁目、福島五丁目、西区北堀江一丁目、南堀江一丁目、中央区難波二丁目、難波四丁目、浪速区湊町一丁目及び難波中一丁目地内に立体的な範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。 （延長約 1,840m の区間を対象）</p>						

「区域、立体的な範囲（離隔距離の最小限度、載荷重の最大限度）及び構造は説明図表示のとおり」

理 由

なにわ筋線は、関西国際空港を含めた大阪南部地域と都心部や国土軸に位置する新大阪とを直結する路線である。広域鉄道ネットワークの新たな軸を形成し、大阪の都市軸である南北軸の強化に資するとともに、大阪都心をはじめとする京阪神圏の各拠点都市と関西国際空港とのアクセス性向上や沿線の交通利便性向上、拠点開発の促進、都市部における鉄道ルート多重化による災害等に強いネットワークの形成促進など、国内外の活力を取り込み、大阪の国際競争力の強化に寄与するため、本案のとおり、都市計画都市高速鉄道になにわ筋線を追加しようとするものである。

(参考)

1. 変更にかかる区域

大阪市 北区 梅田三丁目及び中之島四丁目地内

福島区 福島一丁目、福島二丁目、福島五丁目及び福島六丁目地内

中央区 難波二丁目、難波四丁目及び難波五丁目地内

西区 土佐堀一丁目、江戸堀一丁目、京町堀一丁目、靱本町一丁目、西本町一丁目、阿波座一丁目、立売堀一丁目、新町一丁目、北堀江一丁目及び南堀江一丁目地内

浪速区 湊町一丁目、元町一丁目、難波中一丁目、難波中二丁目、敷津東一丁目、敷津東二丁目、敷津東三丁目、戎本町一丁目及び戎本町二丁目地内

(説明図参照)